

## 取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター(AABC)				
提案プロジェクト名		全世代参加型「幸齢楽園都市ふくおか」の実現				
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 <sup>※2</sup> (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 <sup>※3</sup>		その他(特記事項) <sup>※4</sup>	
1	運営費及び研究費助成	・設立準備のための委員会の活動、運営費 ・バーチャルな知のプラットフォームであるアジア高齢社会研究センター設置運営のための機器及び事務スタッフ人件費等の助成 ・情報収集・地域分析及びその手法の開発・事業の企画立案・デザイン設計・実証と検証のための調査研究費助成	(1) 東アジア高齢社会研究センター			
2	調査研究費助成	・コミュニティ支援人材の育成に係るカリキュラム開発研究費助成 ・国際的な「KAIGO」技術の標準化ならびに人材養成に関するカリキュラム開発研究費助成	(2) コミュニティサービス開発センター			
3	実証実験に係る助成	・地域生活統合システムの導入モデル地区に係る機器整備費、評価・実証に係る研究費助成	(4)～(6) 地域生活統合システム			
4	調査研究費助成	・アジア諸国のエイジングの状況及びマーケット参入手続きに関する情報収集	(7) エイジングJETRO			
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 <sup>※2</sup> (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 <sup>※3</sup>		その他(特記事項) <sup>※4</sup>	
1	コミュニティ・バンキング推進のための税制上の優遇措置及び投資する高齢者に対する元本保障等	・高齢者が主体的に社会に参加し、働き、元気に暮らせる社会の実現のためには、そこに暮らす地域経済の活性化が必要である。 ・そのためには、①高齢者の持つ多額の資産の有効活用、②高齢者が受益者であるとともに活躍の主体となる仕組みの創設 ③地域に即した新たな健康福祉メニュー・雇用創出、④NPOなど市民活動の活性化が必要である。 ・高齢者が②～④の事業に安心して投資できる仕組みとしてコミュニティ・バンキングを推進し、自治体等による投資案件の開発・実施、金融機関及び企業による投資への税制上の優遇措置を設けるとともに、高齢者の投資に対しては、元本保証及びリターンに対する一定の上乗せ制度を設け、資産の活用を図る。	(3) 住民参加・技術開発型ナーシングホーム (4) 健康・福祉コンビニ・システム			
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 <sup>※2</sup> (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業 <sup>※3</sup>	その他(特記事項) <sup>※4</sup>
1	新たな在宅サービスメニュー開発のための地域支援事業の緩和	・従来型の行政委託を中心とした福祉サービスだけでなく、企業・市民団体等による新たな在宅サービス・ビジネスモデル開発を促進するため、事業立ち上げに伴う調査経費やイニシャルコストに対する助成など、地域支援事業の柔軟な運用を認める。	介護保険法	厚生労働省	(4) 健康・福祉コンビニ・システム	
2	施設整備基準の緩和	・住民参加・技術型ナーシングホーム整備については施設整備基準・配置基準について柔軟に対応するとともに、介護保険の給付対象とする。 ・設置主体として企業の参入を認める。 ・入居者のホテルコスト減免、介護保険料減免を認める。	介護保険法	厚生労働省	(3) 住民参加・技術開発型ナーシングホーム	

3	健康福祉コンビニシステムでの事業実施に係る分野横断的な領域での規制緩和	・健康福祉コンビニシステムでは、全世代型のサービスを一元的に提供することから、分野横断的な領域での事業規制が想定される。事業実施していない時点では、明確な規制を特定できないが、例えば、以下のような規制が想定される。 ○子どもの自宅保育に係るサービス対価の公的支援 ○コミュニティ・コンシェルジュによる薬剤受け取り代行	-	-	(4)健康・福祉コンビニ・システム
---	-------------------------------------	--	---	---	-------------------

**(d) 取組に必要なその他の支援措置**

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	長期間にわたる社会実験の実施	・住民を対象とする調査研究・社会実験・モデル事業等を実施する場合、単年度では有効な成果が得ることはきわめて難しい。 ・4月公募開始、6月決定、7月事業開始と順調なスケジュールの場合でも、地域への説明等を考えれば、実際の実施期間は2~3ヶ月となりがちであり、報告書の体裁に苦勞しがちである。(事前に住民説明を行うことは、採択結果が予想できない公募型の場合難しい)。 ・高齢化対応の社会的メニューづくりなど、住民組織との密接な連携を必要とする研究開発費等の助成にあっては、5年~10年の長期継続的なメニューが必要である。	(1)東アジア高齢社会研究センター	

**(e) 税制のグリーン化**

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	社会資源活用における減免措置	空き教室・公民館等、既存の社会資源を活用し、あわせてグリーン化を進めた場合の各種税減免	国税・地方税	(4)健康・福祉コンビニ・システム	
2	高齢者施設への助成及び入居者に対する減免措置	特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの高齢者向け施設は、温泉・プールなどを備えるエネルギー消費型の施設である。事業者の取組を促進するため、改善に向けた事業者向けの助成制度を設けるとともに、改善に取り組む有料老人ホーム等に高齢者が入居した場合に、入居者に対する減免措置を設ける。	国税・地方税	(5)アンビエント・アシステッド・リビング	
3	改修促進税等の拡大と固定資産税や都市計画税の確保	バリアフリー、省エネに関する改修促進税等をさらに拡大強化し、高齢化に対応した住宅への転換を進めるとともに、リフォームを実施した住宅に対しては、経年補正率の再設定等により家屋評価額を高め、住宅資産価値の維持を図るとともに税収を確保する。	地方税	(5)アンビエント・アシステッド・リビング	

**② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)**

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	介護福祉等に関する行政情報の二次利用	2000年の介護保険制度創設以降、要介護認定者や認知症高齢者などの膨大な情報はすべてデータ化され、行政内部に存在する。これらの情報は地域分析に必須の情報であるとともに、高齢化問題を研究する日本及び世界の研究者にとっての垂涎的となっている。しかしながらほとんどの自治体では、介護福祉行政の施策立案にすら利用されていない状況である。これらの行政情報の研究機関等による二次利用についてのルール化を行い、研究機関等が活用しやすい仕組みを早急に確立する必要がある。	(1)東アジア高齢社会研究センター	

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。